飲食料品製造業における外国人の受入れについて



2025年4月

農林水産省 大臣官房 新事業·食品産業部 食品製造課

内容一覧



- 1. 特定技能制度、特定技能外国人受入れ状況
- 2. 特定技能制度の対象分野の追加等について
- 3. 特定技能制度・飲食料品製造業分野の概要
- 4. 食品産業特定技能協議会について
- 5. 優良事例(特定技能外国人材の受入れ)

1. 特定技能制度、特定技能外国人受入れ状況



制度概要 ①在留資格について



○ <mark>深刻化する人手不足への対応</mark>として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能 1号」及び「特定技能 2号」を創設(平成 3 1 年 4 月から実施)

) 特定技能1号:特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留者数: 287,882人(令和7年1月末現在、速報値)

特定技能2号:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留者数: 1,047人(令和7年1月末現在、速報値)

特定産業分野:介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、

(16分野) 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業

(赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。)

特定技能1号のポイント

在留期間 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定 大名期間 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定

|エ国朔||| する期間ごとの更新(通算で上限5年まで)

技能水準 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

__________ 試験(N4等)で確認(技能実習2号修了者は免除)

※介護、自動車運送業(タクシー・バス)及び鉄道(運輸係員)分野は別途要件あり

______ 係貝)分野は別述安件あり

家族の帯同 基本的に認めない

日本語能力水準

支援

支援

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間 3年、1年又は6か月ごとの更新(更新回数に制限なし)

技能水準 試験等で確認

日本語能力水準 試験での確認なし(漁業及び外食業分野(N3)を除く)

家族の帯同 | 要件を満たせば可能(配偶者、子)

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

専門的
・ 技術・人文知識・国際業務」
「技術・人文知識・国際業務」
「技能」
「高度専門職(1号・2号)」
「介護」
「教授」

非技術的分野 非専門的·

「技能実習」

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧



/	分野	1 人手不足状況 2 人材基準			3 その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用 形態	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は 日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随 する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接	
	省	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特 定技能1号評価試験		- 建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号 評価試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 「10業務		直接	
国交省	建設	人000,08	建設分野特定技能1号 評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は 日本語能力試験(N4以上)	・土木・連築・ライフライン・設備[3業務区分]	直接	
	造船·舶用工業	36,000人	造船·舶用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 (3業務区分)	直接	
	自動車整備	10.000人	自動車整備分野特定技 能1号評価試験等		<u>.</u>	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号 評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接	
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号 評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接	
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定 技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は 日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字につ いては日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 (3業務区分)	直接	
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号 評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接	
	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は 日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接派遣	
農水省	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		 ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁 獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫 (穫)・処理、安全衛生の確保等) 	直接派遣	
	飲食料品 製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技 能1号技能測定試験		・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接	
		外食業	53,000人	外食業特定技能1号技 能測定試験		·外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		·林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接	
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号 測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接	

技能実習と特定技能の制度比較



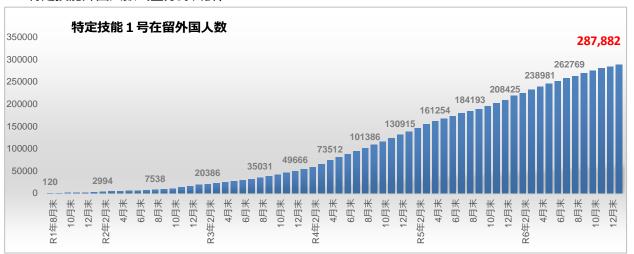
	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内、 技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業 を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の 確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機 関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じ て採用することが可能
受入れ機関 の人数 枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から 3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業 務区分間において転職可能

特定技能制度運用状況



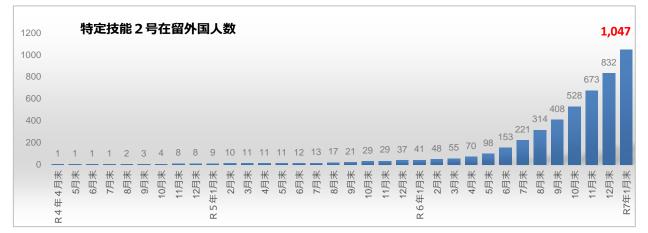
- ○特定技能在留外国人数は、令和7年1月末時点(速報値)で、特定技能1号28万7,882名、特定技能2号1,047名。 そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の74,742人(特定技能1号及び2号の合計)。
- ○令和11年3月末までに13万9,000人の受入れを見込んでいる。

■特定技能外国人数(全分野合計)



特定技能1号外国人数

付足以形エケア四人数			
分野	人数		
介護	45,836		
ビルクリーニング	6,248		
工業製品製造業	45,181		
建設	39,253		
造船·舶用工業	9,809		
自動車整備	3,123		
航空	1,496		
宿泊	717		
鉄道	3		
農業	29,184		
漁業	3,514		
飲食料品製造業	74,523		
外食業	28,995		
71200	20,550		



特定技能2号外国人数

分野	人数
ビルクリーニング	4
工業製品製造業	122
建設	241
造船·舶用工業	83
自動車整備	11
宿泊	7
農業	222
漁業	4
飲食料品製造業	219
外食業	134

出典:出入国在留管理庁提供データを基に農林水産省で作成

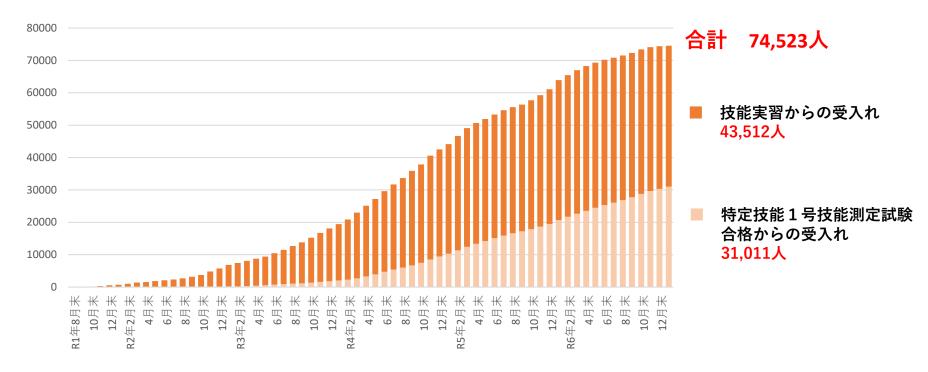
<参考①>飲食料品製造業分野の特定技能外国人受入れ状況



<飲食料品製造業分野>

令和7年1月末現在、特定産業分野中で最多の**74,523人。** 飲食料品製造業分野における技能実習2号修了者からの移行は43,512人で、**全体の 60%**を占める。

特定技能外国人(試験・技能実習) 受入れ数



資料:出入国在留管理庁提供データを基に農林水産省で作成

2. 特定技能制度の対象分野の追加等について

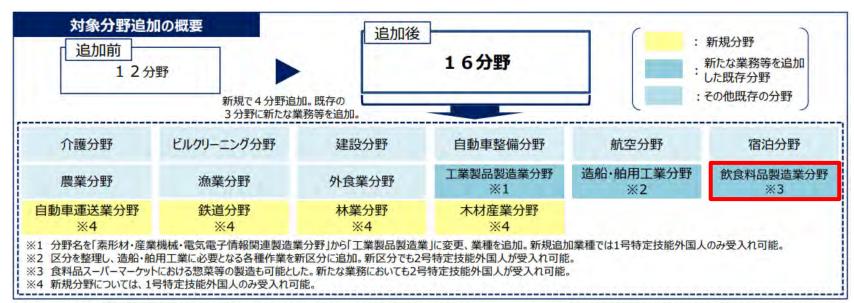


特定技能制度の対象分野の追加等に関する閣議決定



- 令和6年3月29日の閣議決定で、特定技能制度に係る基本方針※1・分野別運用方針※2を改定。
 飲食料品製造業分野に特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食品製造部門における業務が可能となった。
 - ※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 ※2 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

特定技能制度の対象となる産業分類の追加等に関する閣議決定(令和6年3月29日)の概要資料(抜粋)



既存分野への業務等追加の詳細

	分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の 受入れ	新たに関連させる技能実 習の職種等	分野独自の 要件
農林水産省	飲食料品製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能とする。	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、 安全衛生) 〔1業務区分〕 *業務区分の変更なし	新たな業務においても、2 号特定技能外国人が業 務に従事可能。	*新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	

(出典) 出入国在留管理庁HP https://www.moj.go.jp/isa/content/001417998.pdf

飲食料品製造業分野における事業所の対象範囲と受入れ見込数の再設定

- -
- 日本標準産業分類に基づき、主たる事業として以下の分類を行う事業所を対象範囲として定義。
- 対象となる事業所の新たな追加に加え、今後5年間の受入れ見込数の再設定を行った。

	飲食料品製造業分野		
	令和1~5年度	令和6~10年度	
対象範囲の事業	○中分類09 食料品製造業○小分類101 清涼飲料製造業○小分類103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料製造業を除く)○小分類104 製氷業○細分類5861 菓子小売業(製造小売)○細分類5863 パン小売業(製造小売)○細分類5896 豆腐・かまぼご等加工食品小売業	 ○中分類09 食料品製造業 ○小分類101 清涼飲料製造業 ○小分類103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料製造業を除く) ○小分類104 製氷業 ○細分類5621 総合スーパーマーケット (ただし、食料品製造を行うものに限る。) ○細分類5811 食料品スーパーマーケット (ただし、食料品製造を行うものに限る。) ○細分類5861 菓子小売業(製造小売) ○細分類5863 パン小売業(製造小売) ○細分類5896 豆腐・かまぼご等加工食品小売業 (ただし、豆腐・かまぼご等加工食品の製造を行うものに限る。) 	
受入れ 見込数	87,200人	139,000人	

3. 特定技能制度・飲食料品製造業分野の概要



2. 飲食料品製造業分野の特定技能外国人の基準



【1号特定技能外国人】

以下の①及び②の試験の合格者又は、飲食料品製造業分野の技能実習2号 を良好に修了した者

- ①技能水準(試験区分) 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」
- ②日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- ※「日本語教育の参照枠」により、各日本語試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるよう規定を整備(令和4年8月30日)

【2号特定技能外国人】

以下の試験合格及び、飲食料品製造業分野において複数の作業を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。

①技能水準(試験区分): 「飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験」

3. 特定技能外国人が従事する業務の範囲



○ 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)

飲食料品(酒類を除く)の製造・加工とは、

原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいう。

- *単なる選別、包装(梱包)の作業は製造・加工にはあたらない
- *特定技能2号は、上記に加えて、飲食料品製造業全般の業務に関する管理業務

<人材のイメージ>

飲食料品の製造工程でHACCPに沿った衛生管理ができる人材

- ・主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識・技能
- ・食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識・技能
- ・施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能
- 当該業務に従事する日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することは差し支えない(専ら関連業務に従事することは認められない)

関連業務にあたりえるものの例

- 1) 原料の調達、受入れ
- 2) 製品の納品
- 3)清掃
- 4) 事務所の管理の作業
- 直接雇用とし、フルタイム*で業務に従事するものであること
 - *本制度におけるフルタイムとは、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であることをいう。

4. 飲食料品製造業分野の対象となる事業所の範囲

● 日本標準産業分類を参照し、

主たる業務として以下の分類を行っている事業所を対象範囲として決めています。

- ·中分類09 食料品製造業
- ·小分類101 清涼飲料製造業
- ・小分類103 茶・コーヒー製造業
 - (清涼飲料製造業を除く)
- ·小分類104 製氷業

- ・細分類5621 総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)
- ・細分類5811 食料品スーパーマーケット (ただし、食料品製造を行うものに限る。)
- ·細分類5861 菓子小売業(製造小売)
- ・細分類5863 パン小売業(製造小売)
- ・細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

(ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)

- ●酒類製造業、飲食料品小売業(細分類5861,5863,5896を除く)、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象となりません。
- ●総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットの就労については、青果物加工、鮮魚加工、 食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造部門のバックヤードが対象です。

(注:テナント等、一部対象外有り)

●食料品、飲料(酒類を除く)を製造加工し、卸売する事業所が対象となります。

製造業とは、製品の製造加工を行い、卸売する事業者をいいます。この場合の卸売とは、

- 1) 卸売業・小売業・産業用事業者に販売すること、
- 2)業務用に使用される商品の販売、
- 3) 同一事業者の他事業所への引き渡しをいいます。

また、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合を含みます。

- 複数の事業を行う場合は、**売上げ等の確認をもって最も大きな割合を占める事業により、その事業所の分野該当性を決定**します。
- ※ 事業所の分野該当性については、農水省HP(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html) に掲載されている 「特定技能・飲食料品製造業分野に関するFAO して確認ください。



(総務省: https://www.soumu.go.jp/main_content/000889542.pdf)

【事業所の定義】

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、 原則としてその経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿 (以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなす。

例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。



(総務省: https://www.soumu.go.jp/main_content/000889542.pdf)

【産業の決定方法】

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

産業の決定においては、

- ○一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、
- ○<u>複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動(※)に</u> <u>よって決定する。</u>
- ※この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。 ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業は最も大きな割合を占める活動によって決定する。

<参考③>飲食料品製造業分野の対象となる事業所の範囲

1業務区分 1試験区分



食品製造関係の技能実習2号対象は10職種

<技能実習3号対象職種(5年間)>⁻

- > 缶詰巻締
- 加熱性水産加工食品製造業
- 非加熱性水産加工食品製造業
- ▶ 水産練り製品製造
- ▶ 食鳥処理加工業
- > 牛豚食肉処理加工業
- > ハム・ソーセージ・ベーコン製造
- パン製造
- > そう菜製造業

<技能実習2号対象職種(3年間)

▶ 農産物漬物製造

<技能実習1号まで(1年間)>

- ▶ めん類製造業
- 冷凍調理食品製造
- > 菓子製造業
- ▶ 清涼飲料製造・・・・ など

注:技能実習1号は実習可能な対象職種に制限はありません。

修了した者は試験免除技能実習2号を良好に





<特定技能1号・飲食料品製造業分野>

- 食料品製造業
 - ・ 畜産食料品製造業 例)部分肉・冷凍肉、肉加丁品 等
 - ・水産食料品製造業 例)水産缶詰・瓶詰、海藻加工 等
 - ・野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 例)野菜漬物 等
 - ・調味料製造業 例)味そ、しょう油・食用アミノ酸 等
 - ・糖類製造業 例)砂糖、ぶどう糖・水あめ・異性化糖 等
 - ・精穀・製粉業 例)精米・精麦、小麦粉 等
 - ・パン・菓子製造業例)生菓子、ビスケット類・干菓子 等
 - ・動植物油脂製造業
 - ・その他の食料品製造業 (でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調 理食品、惣菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品 等)
- ▶ 清涼飲料製造業
- 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- ▶ 製氷業
- ▶ 菓子小売業(製造小売)
- ▶ パン小売業(製造小売)
- ▶ 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
- ・特定技能の飲食料品製造業分野は、技能実習2号対象外の飲食料品製造業の業種にも広く適用される。
- ・分野の対象範囲内のすべての業種に就労可能(1つの資格)。

4. 食品産業特定技能協議会について



次頁以降で御紹介する協議会の詳細は以下のアドレスから御確認いただけます。

農林水産省HP内

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html

食品産業特定技能協議会

- 飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適切な運用を図るため、食品 産業特定技能協議会を設置。(2019.3.29設置)
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定 技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地 域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

食品産業特定技能協議会

農林水産省

特定技能

所属機関 (受入れ機関) 登録支援機関

業界団体

学識経験者

関係省庁

法務省、警察庁、外務省、厚生労働省

活動内容

- ○特定技能外国人の受入れにかかわる制度の趣旨や優良事例の周知
- 〇特定技能所属機関(受入機関)等に対する法令遵守の啓発
- ○就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ○地域別の人手不足の状況把握・分析
- ○人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む)
- ○特定技能所属機関(受入機関)の外国人労働者引き抜き防止の申合せ
- ○受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

特定技能所属機関(受入機関)、当該分野の事業者に支援する登録支援機関は、協議会の構成員になり、 農林水産省及び協議会に対して必要な協力をすることが課せられています。

(参考) 特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ



飲食料品製造業分野については、幅広い業種から構成されており、企業規模も多様であるといった特性があるところ、今般の新たな外国人材の受入れ制度においては、HACCPに沿った衛生管理等の専門的技能に着目した仕組みとすることで、業種や規模に関わらず業全体として幅広く利用できるようになっており、飲食料品製造業分野の範囲内であれば、企業間、業種間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等特定地域に外国人 が過度に集中することや大企業への偏在が生じることが強く懸念されている。特に、飲食料 品製造業分野においては、技能実習2号対象職種(水産加工、食肉加工、惣菜製造等)とそ うでない職種が混在し、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、 業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、他地域で雇用されている外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。

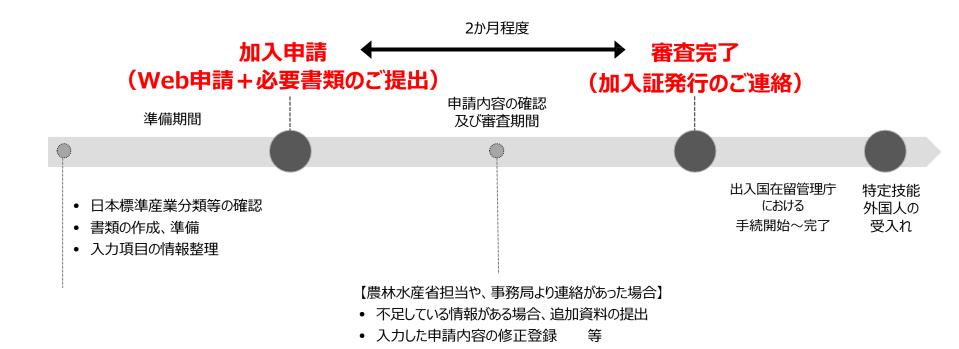
食品産業特定技能協議会の構成員である各特定技能所属機関は、安全で良質な食料を安定的に供給するという役割を担う食品企業の社会的使命を改めて認識し、本申し合わせを踏まえ、引き続き飲食料品製造業分野の健全な発展に資するよう努めていく。

(1号)特定技能外国人を受入れるには

	試験ルート	技能実習からの移行ルート			
【外国人】 日本語 能力 及び 技能の 確認	日本語試験 ①国際交流基金日本語基礎テストもしくは②日本語能力試験(N 4以及び 技能試験「飲食料品製造業1号技能測定試験/外食業1号技能試験 ※国内(全国各地)、国外で実施 日本語試験、技能試験の合格が必要	必要な技能と日本語能力の各水準を 満たしているものとして、技能試験及び			
【企業】 事業の 該当性 確認	特定技能外国人を受け入れる予定の事業所は、掲げられた対象範囲の事業 (特に、飲食料品製造業分野は主たる事業で該当性を判断します。該当しない場合は 特定技能外国人が行う予定の業務は対象範囲か 食品産業特定技能協議会へ加入しているか。 (原則、特定技能外国人を受け入れる事業所単位で加入申請が必要です。)				
屋用 契約	受け入れ予定の外国人(国内、国外)と 特定技能雇用契約を締結	技能実習2号修了者(国内、国外)と 特定技能雇用契約を締結			
	•	•			
制度の	自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか。				
適正な 運用に	満たしている (※満たしていても登録支援機関に支援業務を全部委託することも可能)	満たしていない			
係る 確認	自社で支援 ※登録支援機関に支援業務を一部委託することも可能	「登録支援機関」に支援業務を全部委託			
	在留資格(特定技能)の申	請			
	- 海外から来日する外国人の場合:在留資格 認定証明書交付申請 / 日本国内に在留 している外国人の場合:在留資格 変更許可申				

食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて

- **-8**
- 特定技能外国人材を受け入れようとする事業者は、出入国在留管理庁への在留諸申請前に、 原則、受入れを行う事業所ごとに、食品産業特定技能協議会(以下、「協議会」という。)への 加入が必須です。
- 加入手続は、Web申請にて行うことができます。
- 申請内容の確認及び審査完了(必要書類のご提出から加入証発行のご連絡)まで、現在、 2か月程度お時間をいただいております。





次頁以降で御紹介する事例の詳細は以下のアドレスから御確認いただけます。

日本企業グローバルビジネスサポートLAPITA(JTB)H P内 https://www.lapita.jp/sghr/maff/foodindustry/index.html#example

飲食料品製造業(菓子製造)

【特定技能受入機関概要】

○事業内容: 菓子の製造、菓子の卸売、菓子等の輸出入

○従業員数: 210名(単体)、326名(連結)

(いずれも2020年4月1日現在)

○特定技能者受入れ数:3名(内訳:ベトナム3名)

外国人材の受入れ目的

9年ほど前から技能実習生などの受入を始め、製造現場の人材を安定的に確保するため特定技能者の雇用を開始。同社は中国とベトナムに海外拠点があり、過去には、技能実習を終えて帰



国した元実習生を、ベトナムの子会社で採用した実績がある。将来的には、特定技能者も海外拠点で活躍できる人材になってくれることを期待している。



外国人材の勤務、生活状況

日本の食品は、世界でも トップクラスの品質。特に特定技能者には、その品質を損なわないよう、ハイレベルな衛生管理、品質管理の知識を身に付けてほしい。また、生活面では日本語教室に積極的に通ったり、日

本語能力検定を自発的に受検したりする姿が見られ、日本語習得への意欲の高さを感る。

フォロー体制 日本と外国の文化や常識の違いを理解するため、e ラーニングの活用。また、困り事なとは丁寧に聞き取るよう努めている。 お花見、食事会、バーベキューなどの社内行事では、日本人社員と一緒に楽しそうにしている姿も見られ、受け例側としては非常にうれしい。

飲食料品製造業(弁当、総菜製造)

【特定技能受入機関概要】

〇事業内容:外食事業(国内·国外)、宅食事業、農業事業、

環境事業

○従業員数: 2,642人(グループ計、2020年3月期)

○特定技能者受入数: 64名

(ベトナム人 61名、カンボジア人3名)

外国人材の受入れ目的

食品製造業は、業界全体が人手不足の傾向であるが、一方で、標準化された繰り返しの作業が多く、外国人材でも比較的働きやすい業種。同社は、人手不足と従業員の高齢化を背景に、新たな働き手を確保しようと2017年から外国人材の受け入れを開始。特定技能の雇用については、技能実習の経験者を中心に採用。



外国人材の勤務、生活状況

お弁当の盛り込みを中心に、食材の運搬、検査などの作業に就いている。盛り込みラインでは、簡単な食材の担当から始め、徐々に粘度の高い食材など難しい作業を担当して

もらっている。また、ベトナム語のマニュアルは用意しているが、先輩実習生が後輩にアドバイスしたり、日本人社員の話を通訳したりするなど、助け合って仕事をしている。

フォロ一体制

月に一度、同時期に入社した外国 人材を集めて、通訳、担当業務の社 員、登録支援機関を交えた意見交換 会を開いている。勤務シフトを定期的に 変えるなと、働く時間や時間帯が公平 になるような配慮も大切にしている。



飲食料品製造業(水産加工)

【特定技能受入機関概要】

○事業内容:鮮魚の冷凍冷蔵、水産加工品の製造

○従業員数: 114名

○特定技能者受入れ数:3名(内訳:インドネシア3名)

外国人材の受入れ目的

水産加工業は、季節によって扱う魚の種類が異なり、それぞれ必要な加工の仕方も違う。そのため、一年を通して同じ製品を大量生産する業種に比べて、大規模な機械化が難しく、人手不足が深刻な問題になっている。特定技能の3人には、一つの製造ラインをしっかり指導、管理できる社員レベルの業務を任せたいと考え、能力開発や評価制度について検討しているところ。



外国人材の勤務、生活状況

特定技能のスタッフは現在、担当するラインの管理業務を覚えている段階。技能実習生時代から、"先輩"として周りの実習生の指導やマニュアルの翻訳をしており、その役割も引き続き担っている。仕事、生活の両面で実習生に目を配ってくれ、私たちから

実習生への対応などを相談することもあり、とても頼りになる存在。

フォロ一体制

マニュアルや工場内のポスターには、インドネシア語を併記。また、毎週 ウェブ会議システムを使った日本語教室を行い、日本語能力の向上を支援している。また地域のお祭りでは浴衣姿で参加したり、インドネシアの伝統衣装で成人式に参加したり、地域の一員として楽しんでいるようである。

飲食料品製造業(糸引納豆製造販売)

【特定技能受入機関概要】

○事業内容:糸引納豆製造販売

○従業員数: 約100名

○特定技能者受入れ数: 4名(内訳:ベトナム人)

外国人材の受入れ目的

14年ほど前から技能実習生を受け入れ、人材不足を補うために特定技能の採用も始めました。仕事の技術向上だけでなく、日本にいることが楽しい、この会社で働くのが楽しいと感じてもらいたいと考えながら日々ともに仕事をしています。



外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人は、納豆の充填工程を中心に、梱包工程などに従事しています。当社は多品種小ロット生産を強みとしていますが、社内資格が必要な検品業務をこなしている方もいます。日本人以上に厳しい目でチェックをしてくれます。

フォロー体制 コミュニケーションの一環として、外国人が先生役となり、 日本人従業員に母国の言葉を教える講習会を開いています。言葉を 学ぶことより、相手国の事情を理解したり、楽しい時間を過ごしたりする ことが目的ですが、先生も、母国の言葉を私達に覚えてもらうことを喜ん でくれるので、これからも続けていきたいです。

また、業務面では、今後社内資格も含め、公的な資格取得をめざしてもらうことも視野に入れています。さまざまな技術を習得し、責任ある仕事ができる人材に成長できるよう、私たちもサポートしていきます。

飲食料品製造業(冷凍食品製造)

【特定技能受入機関概要】

○事業内容:冷凍食品の製造

○従業員数:415人(2021年11月末)○特定技能者受入数:101名(ベトナム)

外国人材の受入れ目的

当社では、4年ほど前から技能実習生を受け入れています。冷凍食品第2工場を増設した2020年には、長く一緒に働ける特定技能外国人を100人以上採用。当工場には操業開始当初から外国人の方を多く採用してきた経緯があり、受け入れやすい環境が整っていたと思います。食品業界、とりわけ冷凍食品の分野は、人手不足の状態が続いており、外国人材の力が欠かせません。これからも特定技能外国人には長く力になってもらいたいと考えています。

外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人には、調味料の計量、調理、容器への盛り付けなど、製造に関わる幅広い作業を担当していただいています。今後は、機械のオペレーターなども任せることを考えています。特定技能外国人の多くは技能実習の経験があり、日本企業に慣れてい



るため、作業の指示に対する理解が早いと感じます。早く会社の戦力になろうと努力する姿や目標を話してくれる表情を見ていると、できる限りのサポートをしたいと思います。

フォロー体制 入職時には、少人数で衛生教育や安全教育を行っています。登録支援機関の通訳を依頼し、社内ルールや業務内容をしっかり理解してもらえるよう努めています。仕事を始めてからも、SNSのメッセージ機能などを活用して、日常的な困り事などでも、いつでも相談できる体制を整えています。

飲食料品製造業(水産加工品の製造販売・輸出、 冷凍冷蔵業務)

【特定技能受入機関概要】

○事業内容:水産加工品の製造販売・輸出、冷凍冷蔵業務

○従業員数:59人

○特定技能者受入数:14名(中国)

外国人材の受入れ目的

当社がある紋別市周辺は水産加工業が盛んな地域ですが、人口減少などによる労働力不足で従業員の確保が難しく、外国人材に頼らざるを得ない状況にあります。当社でも以前から技能実習生を受け入れており、特定技能者は即戦力として採用を進めています。現在勤務している特定技能者は、以前弊社で技能実習をした方や、オホーツク地域のほかの水産加工会社で技能実習を経験している方がほとんどです。



外国人材の勤務、生活状況

外国人材は主に冷凍すり身、ホタテ玉冷、サケフィーレの製造業務を担当しています。特定技能者には、自動充填包装機やX線検査機のオペレーター、さらにすり身作りの専門的な作業も覚えてもらっているところです。みんな真面目でテキパキと仕事をこなしてくれる、貴重な戦力です。

フォロー体制 技能実習生の受入れ 経験が豊富な紋別工場の工場長等 により、外国人材の仕事や日常生活 に気を配り、待遇面の改善、トラブルの 防止、心身のケアに努めています。

地域全体でも外国人材が長く働ける生活環境を整え、「外国人材に選んでもらえる紋別市」になってほしいと願っています。



飲食料品製造業(サケ・マス類の養殖・加工等)

【特定技能受入機関概要】

- ○事業内容: サケ・マス類の養殖・加工及び販売、その他魚類の販売
- ○従業員数:45人
- ○特定技能者受入数:8名(内訳:ベトナム4名、ミャンマー4名)

外国人材の受入れ目的

当社では、現在工場で働く人の約8割を外国人材が占めています。 水産加工業は水仕事や立ち仕事が多く、従業員の高齢化の進展で 技能伝承が困難になるため、次世代育成にむけて、活力ある人を職 場のコア人材として育成したいと考え、、即戦力として活躍してもらうこ とができる特定技能外国人を採用しました。

外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人は現在、サーモン加工の基本作業である骨取り、血合い取り、切り身の計量、パッキングなどを担当しています。8人とも遅刻や早退、無断欠勤は一切なく、勤務時間の5分前には準備を



終え、明るく前向きに一生懸命仕事をしてくれる彼らの姿は、ほかの外国人従業員の模範になっています。特定技能を受け入れたことがほかの外国人ワーカーに良い刺激を与え、職場全体の規律や雰囲気が良くなったのは、私たちにとってうれしい驚きでした。

フォロー体制 工場では今、7カ国の外国人材が働いており、多様な外国人材へのフォローで特に重視しているのがD&I※(ダイバーシティ&インクルージョン)教育です。

特定技能外国人は、日本の製造業のノウハウを勉強しながら働き、夢を叶えるための技術や資金を蓄える、私たちは、彼らに優秀なスタッフとして会社に貢献してもらう、このWin-Winの関係が築けるところに、特定技能制度の良さがあると思います。これからも彼らが夢を叶える手伝いができるよう、できる限りサポートしたいと考えています。

※D&I(ダイバーシティ&インクルージョン):年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多種

-様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できること(引用元:厚生労働省)

飲食料品製造業(調理麺、調理済みレンジ商品、 惣菜等の製造)

【特定技能受入機関概要】

- ○事業内容:食品製造(調理麺、調理済みレンジ商品、惣菜等)
- ○従業員数:484人
- ○特定技能者受入数:62名(内訳:ミャンマー62名)

外国人材の受入れ目的

特定技能外国人の8割ほどは、当社の工場で過去に技能実習を経験した方です。技能実習期間中に高めた業務スキルと日本語能力を生かし、特定技能として引き続き働いてもらうことで、安定した工場運営に必要な人材の確保を図っています。



調理麺などにトッピングする具材の調理、 準備、盛付け、麺作り、原材料の荷受けな ど、製造現場のほとんどの作業に特定技能 外国人が入っています。中でも十分なスキ ルを備えている人には、盛付けラインでの他 の作業者への指示出しなども任せ、現場ス

タッフの中心となって活躍してもらっています。今後、業務スキルと日本語 能力の高い特定技能外国人には、「惣菜管理士」の資格取得を推奨し たいと考えています。

フォロー体制 将来日本語を生かして活躍する人材になってほしいという 思いから、日本語能力試験のN1、N2レベルを目標とする日本語教育 に力を入れ、レベルに応じた昇給制度も設けています。

また、年2回個別面談も行い、業務や職場に対する要望を聞き取る機会を設けています。その際、仕事ぶりに対する同僚からの評価を本人にフィードバックし、モチベーションアップや業務改善につなげています。

さらに、安全衛生教育では、必ず身に付けてほしい事柄は母国語で伝え、確実に理解してもらうよう努めています。以前、こちらからの情報が正しく理解されず、軽いやけどなどの労災が起きてしまったことがありました。その反省から、母国語での説明や掲示物の翻訳を徹底し、再発防止を心掛けています。

飲食料品製造業(豚食肉製造業)

【特定技能受入機関概要】

○事業内容:豚食肉製造業

○従業員数:108人

○特定技能者受入数: 2名(内訳:インドネシア2名)

外国人材の受入れ目的

社員の高齢化も進む中、工場の安定稼働のために若い働き手を増 やしたいと考え、2022年5月に特定技能外国人を採用しました。

当地域には外国人がまだ少ないため、私たちが外国人を雇用してともに働くことで、会社や地域で異文化コミュニケーションが広がり、新たな刺激になるのではないかという期待も持っていました。



外国人材の勤務、生活状況

現在は、豚部分肉(ロース、バラ)の脱骨作業を担当してもらっています。 通常、新人スタッフが加工ラインに入る までに2、3カ月かかりますが、特定技 能の2人は向上心を持って真摯に仕 事を覚え、1カ月でラインに入ること

ができました。今後は、より難しい肩などの部位の脱骨もできるように指導していきたいと考えています。

フォロ一体制

特定技能外国人の2人はムスリム※ですが、当社では豚肉の加工がメイン業務となるため、採用面接時に確認を取り、その上で採用しています。また、受入れ前には、管理職や総務部門の担当者がイスラム教やムスリム対応の基礎について学び、一般社員に分かりやすく伝えました。体を清めやすいシャワールームのある場所に礼拝室を設け、設備面も整えています。今は、外国人と日本人がお互いいろいろな経験をし、知識を身につけ、高め合うことの意義を感じています。これからも、日本人と同じように意欲を持って働きたいという特定技能外国人を一人でも多く採用していきたいと考えています。

※ムスリム:イスラム教を信仰している人々のこと。ムスリムには信仰、告白、毎日5回の礼拝、喜捨、年1回の断食および 一生に一度の聖地巡礼が戒律とされている。また、豚肉やアルコール類の飲食は禁じられている。